

議題 1

令和5年度千葉市学校給食センターの予算
及び事業計画について

— 目 次 —

NO.	項 目
1	学校給食の目的、目標について
2	管理運営組織について
	(1) 組織図
	(2) 所掌事務(抜粋)
	(3) 給食センターの概要及び職員数等
	(4) 学校給食費
3	千葉県学校給食センター運営委員会について
	(1) 運営委員会
	(2) 委員名簿
4	令和5年度千葉県学校給食センターの予算及び事業計画について
	(1) 学校給食事業特別会計
	(2) 年間事業計画予定
	(3) 学校別生徒数及び教職員数
5	千葉県学校給食センター設置管理条例
6	千葉県学校給食センター運営委員会規則

1 学校給食の目的、目標について

〔学校給食法〕

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

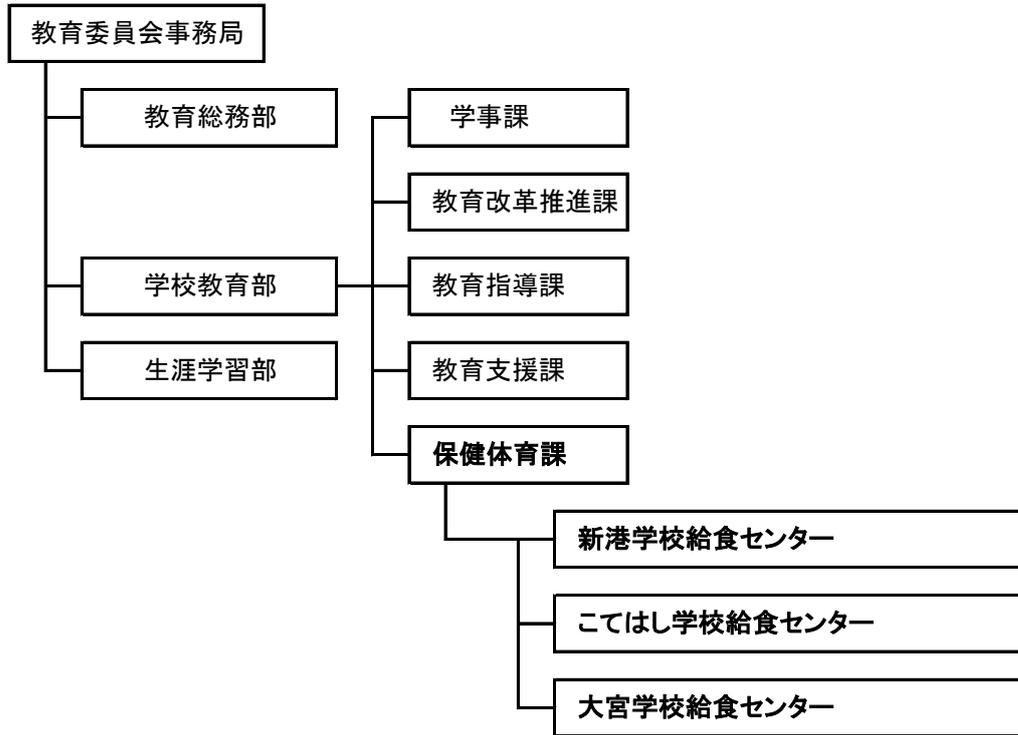
第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

平成27年 6月24日公布
平成28年 4月 1日施行

2 管理運営組織について

(1)組織図



(2)所掌事務(抜粋)

<保健体育課>

① 学校給食の栄養及び衛生
② 給食扶助費
③ 給食設備の整備
④ 学校給食センターの整備
⑤ 給食室設備台帳
⑥ 学校給食センターの予算及び経理
⑦ 学校給食費の徴収
⑧ 賄材料の調達(学校給食センターの所管に属するものを除く。)
⑨ 学校給食センター運営委員会
⑩ 学校給食センターとの連絡及び調整

<学校給食センター(3類事業所)>

① センターの庶務
② 施設設備の維持管理
③ 食数
④ 栄養及び献立
⑤ 賄材料の調達及び検収
⑥ 調理業務
⑦ 配送
⑧ 衛生管理

(3) 給食センターの概要及び職員数等

センター名	新 港	こてはし	大 宮
方 式	PFI事業	PFI事業	長期包括委託
給食開始	平成22年10月～	平成29年4月～	平成17年4月～
受持校数	20校	14校	23校
最大供給食数	10,000食／1日	8,000食／1日	11,000食／1日
配 送 車	12台	8台	12台
	・学校給食アドバイザー1名 ・主査 1名 ・栄養教諭 1名 ・栄養士 3名	・学校給食アドバイザー1名 ・主査 1名 ・栄養士 4名	・学校給食アドバイザー1名 ・主査 1名 ・栄養教諭 1名 ・栄養士 3名

(4) 学校給食費

		学校給食費	物価高騰対応分	合 計
1 食 あ た り	中学校	320円	20円	340円
	小学校(新宿小分教室)	288円	18円	306円
	高等特別支援学校	320円	20円	340円

3 千葉市学校給食センター運営委員会について

(1) 運営委員会

千葉市学校給食センター運営委員会は、千葉市学校給食センター設置管理条例第4条の規定に基づき、学校給食センターの運営に関する事項について審議するため、設置する。

運営委員は15名以内（千葉市学校保健会理事、PTAの代表者、市保健所長、市立学校長、知識経験を有する者）で構成されている。

(2) 委員名簿

任期 令和4年7月1日から令和6年6月30日まで
(令和5年7月1日現在)

NO	氏名	所属及び役職名	備考
1	石井 良和	公益社団法人 千葉県栄養士会 元理事	
2	大野 定行	千葉市学校保健会 副会長 (千葉市薬剤師会 副会長)	
3	大濱 洋一	一般社団法人 千葉市医師会 副会長	
4	荻原 洋	千葉市小中学校長会 (千葉市立幸町第一中学校 校長)	
5	小関 広行	公益財団法人 千葉県学校給食会 常務理事	
6	小早川 実穂	千葉市PTA連絡協議会 副会長	令和5年7月1日から
7	高山 邦美	千葉市小中学校長会 (千葉市立幕張小学校 校長)	令和5年7月1日から
8	平井 那由他	千葉市PTA連絡協議会 副会長	令和5年7月1日から
9	村中 智重子	千葉市学校保健会 理事 (千葉市栄養教職員会 会長)	
10	山口 淳一	千葉市保健所 所長	

(五十音順、敬称略)

4 令和5年度千葉市学校給食センターの予算及び事業計画について

(1) 学校給食事業特別会計

1 歳入

単位：千円

目	節(細節)	学校給食センター	学校給食センター		
			新 港	こてはし	大 宮
事業収入	給食費収入	1,265,729	441,190	341,115	483,424
繰入金	繰入金				
雑入	雑入				
国庫支出金	人件費収入(教育給与課収入)				
合 計		1,265,729	441,190	341,115	483,424

2 歳出

単位：千円

目	節(細節)	学校給食センター	学校給食センター		
			新 港	こてはし	大 宮
総務費	報酬	11,755			
	旅費	285	43	134	108
	需用費				
	(消耗品費)	1,200	372	419	409
	(燃料費)	131	40	51	40
	(食糧費)	2			
	(印刷製本費)	1,097			
	役務費				
	(通信運搬費)	570	200	194	176
	(手数料)	237			
	委託料	3,879	1,142	1,673	1,064
	使用料及び賃借料	650	217	217	216
	負担金、補助及び交付金	427	213	164	50
	公課費	6,145			
計		26,378			
事業費	需用費				
	(消耗品費)				
	(賄材料費)	1,493,223	520,685	402,255	570,283
	委託料	1,316,588	425,523	345,452	545,613
計		2,809,811			
予備費	予備費	1,000			
合 計		2,837,189			

※平成30年度から名称が「学校給食センター事業特別会計」から「学校給食事業特別会計」へ変更。

表左：特別会計のうち学校給食センター事業経費を記載。うち、振り分けられるものを各センターへ記載。

(3) 学校別生徒数及び教職員数

(令和5年5月1日現在)

	学校名	生徒数	教職員数	計
新港学校給食センター	緑町中	407	28	435
	小中台中	827	48	875
	新宿中	480	31	511
	蘇我中	851	48	899
	轟町中	366	29	395
	千草台中	232	22	254
	幸町第一中	168	19	187
	幕張西中	643	37	680
	都賀中	335	27	362
	高浜中	166	21	187
	幸町第二中	320	26	346
	稲浜中	346	26	372
	打瀬中	677	38	715
	稲毛高校附属中	80	7	87
	稲毛国際中等教育学校	319	20	339
	真砂中	536	49	585
	磯辺中	441	27	468
	高洲中	406	28	434
	高等特別支援学校	90	44	134
	新宿小分教室	169	9	178
	計 20校	7,859	584	8,443
こてはし学校給食センター	花園中学校	868	49	917
	犢橋中学校	174	20	194
	幕張中学校	495	31	526
	稲毛中学校	676	39	715
	こてはし台中学校	237	21	258
	さつきが丘中学校	250	24	274
	草野中学校	419	28	447
	みつわ台中学校	479	32	511
	緑が丘中学校	471	30	501
	天戸中学校	316	24	340
	山王中学校	597	38	635
	朝日ヶ丘中学校	255	20	275
	幕張本郷中学校	562	33	595
	花見川中学校	321	28	349
	計 14校	6,120	417	6,537

	学校名	生徒数	教職員数	計
大宮学校給食センター	加曾利中学校	426	29	455
	末広中学校	252	25	277
	葛城中学校	483	28	511
	椿森中学校	292	25	317
	生浜中学校	608	39	647
	誉田中学校	559	34	593
	松ヶ丘中学校	392	31	423
	白井中学校	95	15	110
	更科中学校	32	13	45
	川戸中学校	169	20	189
	土気中学校	180	20	200
	千城台西中学校	299	29	328
	星久喜中学校	249	33	282
	大宮中学校	109	15	124
	千城台南中学校	252	20	272
	若松中学校	675	37	712
	貝塚中学校	620	35	655
	越智中学校	111	17	128
	泉谷中学校	503	33	536
	土気南中学校	401	25	426
	有吉中学校	717	40	757
	大椎中学校	447	32	479
	おゆみ野南中学校	725	40	765
	計 23校	8,596	635	9,231

合計	学校数	生徒数	教職員数	計
	57校	22,575	1,636	24,211

○千葉県学校給食センター設置管理条例

昭和42年7月10日

条例第37号

改正 昭和54年6月20日条例第35号

昭和57年9月22日条例第39号

平成3年12月13日条例第49号

平成17年3月22日条例第24号

平成22年9月8日条例第92号

平成29年3月21日条例第22号

令和3年3月22日条例第14号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、本市は、千葉県学校給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県新港学校給食センター	千葉県美浜区新港62番地
千葉県こてはし学校給食センター	千葉県花見川区三角町782番地
千葉県大宮学校給食センター	千葉県若葉区大宮町1068番地2

(昭和54条例35・昭和57条例39・平成3条例49・平成17条例24・平成29条例22・一部改正)

(事業)

第3条 給食センターは、学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に定める目標を達成するため、千葉県立小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な事務及び事業を行

う。

(令和3条例14・一部改正)

(運営委員会)

第4条 給食センターの運営に関する事項について審議するため、千葉市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組織)

第5条 運営委員会は、委員15名以内をもって組織する。

(委嘱又は任命)

第6条 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職員)

第8条 給食センターに必要な職員を置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月以内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成17条例24・旧附則・一部改正、平成29条例22・旧第1項・一部改正)

(昭和42年教委規則第2号で昭和42年7月10日から施行)

附 則 (昭和54年6月20日条例第35号)

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則 (昭和57年9月22日条例第39号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年規則第42号で昭和57年11月1日から施行)

附 則 (平成3年12月13日条例第49号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日条例第24号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月8日条例第92号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日条例第22号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日条例第14号) 抄

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○千葉市学校給食センター運営委員会規則

昭和42年7月10日

教委規則第1号

改正 昭和45年9月30日教委規則第6号

昭和63年3月30日教委規則第6号

(題名改称)

平成12年6月27日教委規則第9号

平成13年3月22日教委規則第4号

平成30年3月26日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市学校給食センター設置管理条例（昭和42年千葉市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定により設置された千葉市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭和45教委規則6・全改)

(運営委員会の委員)

第2条 条例第6条の規定により教育委員会が委嘱し、又は任命する運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 千葉市学校保健会理事
- (2) PTAの代表者
- (3) 市保健所長
- (4) 市立学校長
- (5) 知識経験を有する者

(昭和45教委規則6・旧第5条繰上・一部改正、昭和63教委規則6・平成12教委規則9・平成13教委規則4・一部改正)

(運営委員会の役員)

第3条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(昭和45教委規則6・旧第6条繰上)

(運営委員会の招集)

第4条 運営委員会は、必要のつど会長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(昭和45教委規則6・旧第7条繰上)

(運営委員会の庶務)

第5条 運営委員会の庶務は、学校教育部保健体育課において処理する。

(昭和45教委規則6・旧第8条繰上、平成30教委規則1・一部改正)

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか運営委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。

(昭和45教委規則6・全改)

附 則

この規則は、条例施行の日から施行する。

附 則 (昭和45年9月30日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月30日教委規則第6号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月27日教委規則第9号）

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月22日教委規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。